

令和8年度男性の子育てガイドブック「楽しむイクボン」  
補助動画制作委託業務に関する仕様書

1 委託業務名

令和8年度男性の子育てガイドブック「楽しむイクボン」補助動画制作委託業務

2 目的

大分県では、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援に重点的に取り組んでいるが、核家族や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化等で、子育てに対する不安感や孤立感を抱える人は少なくない。

子育て家庭が安心して子育てができる環境の実現には、夫婦で相互に協力しながら育児を行うことが重要である。そこで、男性の子育てガイドブック「楽しむイクボン」（以下、「イクボン」という。）に掲載している育児情報の内、イラストや文字のみでは伝わりにくい内容の具体的な実践動画を制作し、イクボンと実践動画を連動させることで男性の子育てに対する理解度及び育児力・育児意識の向上に繋げ、男女が協力して育児を分担する「共育て」の機運醸成を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

4 委託業務内容

(1) イクボンに係る育児情報の動画制作

イクボンに掲載している育児情報の内、下記の内容について動画を企画制作すること。

① 内 容

- ・以下7項目
  - ア 沐浴の方法
  - イ ミルクの作り方・飲ませ方
  - ウ おむつ替えの方法
  - エ 離乳食の作り方
  - オ 寝かしつけの方法
  - カ 夜泣きの対応
  - キ 赤ちゃんのお口のケア

② 本 数

- ・上記①の1項目につき1本 計7本

③ 動画時間

- ・上記②の1本につき2分～3分程度

④ 留意事項

- ・横動画の制作とすること

- ・次の内容は委託業務に含むものとする。
  - ア 資料・素材の収集
  - イ 肖像権や著作権について必要な手続き
  - ウ 協力者、撮影地への交渉・許可
  - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担
- ・制作した動画のQRコードを制作すること。また、当該QRコードは県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- ・制作した動画は、県公式YouTubeに投稿し、イクボン記載の内容の補助動画として活用するほか、以下ウェブサイトへも掲載する予定である。
 

【県子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」】

<https://kosodatenotane.jp/>
- ・動画の制作に当たっては、必要に応じて専門家の監修を受けるとともに、子育て経験のない視聴者にも理解しやすいものとする。
- ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

※企画提案書には、動画の絵コンテを提出すること。また、制作のイメージやコンセプト、それを実現するための方法について記載すること。

## 5 成果物及び著作権等

- (1) 業務完了後、速やかに下記を納品すること。
  - ① 制作した動画をMP4形式で記録した電子媒体（DVDを原則とする。）1部
  - ② 制作した動画をDVDプレイヤーで再生可能な形式で記録したDVD 1部
- (2) 本業務により制作し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

## 6 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、県と十分に協議のうえ実施するものとする。
- (2) 本業務の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。

- (4) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (5) 委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。